

「三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（素案）」に係る市民意見への対応について

資料3・取扱注意

【凡例】

- ①条例（案）に盛り込みます……………意見を概ね提案どおりに盛り込むもの
- ②条例（案）に趣旨を反映します……………意見の趣旨を条例（案）に反映するもの
- ③他の条例等を策定する中で対応します……………他の条例等の策定段階で判断するもの
- ④事業実施の中で検討します……………事業実施段階で判断するもの
- ⑤既に条例（素案）に盛り込まれています……………既に意見やその趣旨が条例（素案）に盛り込まれているもの
- ⑥対応は困難です……………趣旨の反映を含め条例（案）や規則・要綱に盛り込むことが困難なもの
- ⑦その他……………その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数：4名
件数：9件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意訳して掲載しています。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
1	全般	同性者間の関係に限定し、異性間のパートナーシップを認めていない。他市町村では異性間のパートナーシップも認める制度もあり、三鷹市の条例案はこれに逆行する。同性間のパートナーシップに限定することで、異性間の事実婚関係にある人々が救済されない。	⑥対応は困難です	本制度は、性的マイノリティの方に対する差別や偏見の解消と、生活上の支障の軽減等を目的としています。 まずは、同性間のパートナーシップに係る制度を導入し、異性間のパートナーシップ（事実婚）については、今後の検討課題と捉えています。なお、事実上婚姻関係にある方が、法律婚の方と同様に利用できる行政サービスや福利厚生制度もあります。
2	全般	同性者間に限定する現条例案の文言を訂正し、異性間のパートナーシップも認めること。		
3	全般	パートナーシップ関係は、二人が同性、異性に関わらないことを明記する必要がある	⑦その他	本制度は、法律に基づく婚姻制度や家族の在り方とは関連せず、パートナーシップ関係にある方の生活上の支障の軽減等を目的としています。
4	全般	全国の同性婚に関する裁判の現状を踏まえたものとなっていない。異性間の婚姻届と比較して、非対称性があり、人権の視点から問題があると感じる。		

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
5	第4 宣誓の方法	市長に対して宣誓する必要性が不明で、異性間の結婚届との手続きの違いに疑問がある。宣誓の方法が不明瞭で、市長室に提出するのか、市長に直接会って提出するのかが明確でない。市長の前での宣誓が要求される場合、当事者が、恥ずかしい、ハードルが高いと感じる可能性がある。	⑦その他	<p>条文の主語の「市長」は、市の事務の執行機関を意味しています。届出書や通知の宛先が市長名となっているのは、このためです。なお、同様のパートナーシップ制度を実施している他の自治体の条例等においても、手続きに関する条文の主語は「知事」や「市長」となっています。</p> <p>実際の宣誓手続は、宣誓者が所定の宣誓書と必要書類を市役所の担当に提出していただくことを想定しています。</p> <p>手続きは、プライバシーを考慮し、日時予約のうえ会議室等で受け付けることとしています。</p>
6	第2 定義	「市長」に対して「宣誓」を行う意味が不明。		
7	第2 定義	宣誓を市長に対して行うというのには、違和感がある。市民に対して、あるいは社会に対して行うという方が自然だと思う。		
8	第4 宣誓の方法	宣誓時に代理での手続きが認められていない点に疑問がある。	⑥対応は困難です	パートナー相互の合意と本人確認が必要であり、代理申請を受け付ける予定はありません。
9	その他	東京都との連携協定の締結とその旨の本条例への記載(杉並区に習い実施)を行うことが必要。	⑦その他	本制度の開始と合わせて、東京都の行政サービス等でも三鷹市発行の受理証を活用できるよう、東京都との連携協定を締結することとしています。